令和８年（フ）第１７８号
兵庫県明石市二見町西二見2001番地の18　土山駅前スカイハイツＣ一806号
債務者　小丸学習塾こと　小丸　裕己
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
　　神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１８５号
兵庫県明石市旭が丘15番20号　土肥マンション202号
債務者　新井　楓加
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
　　神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第４１号
兵庫県美方郡香美町村岡区高井256番地の14、前住所兵庫県朝来市和田山町玉置253番地
債務者　西村　明弘
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
　　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和８年（フ）第１９１号
徳島県徳島市南昭和町１丁目１番地の８　ニューハイツ大計１　107、旧住所徳島県徳島市大道１丁目15―１
債務者　笠井　裕樹
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
　　徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１１号
徳島県徳島市津田本町三丁目２番44号、旧住所徳島県徳島市津田町３丁目７－７―710
債務者　近江谷由香
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
　　徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６３号
佐賀県唐津市見借4749番地１　グループホーム希望、前住所佐賀県唐津市浜玉町浜崎1894番地１　ラックランドサンガーデン103号
債務者　高木眞由美
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
　　佐賀地方裁判所唐津支部

令和８年（フ）第７３号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙1919　医療法人財団友朋会　嬉野温泉病院、住民票上の住所佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙481番地１
債務者　井上保津子
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
　　佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第８６号
佐賀県伊万里市立花町1604番地112　ピーチハイツ202号
債務者　福元　沙耶
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
　　佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第１９６号
長崎県西彼杵郡時津町浦郷466番地１
債務者　竹永　　薫
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
　　長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第５５号
青森県北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂222番地１　もみじ団地44号
債務者　佐藤　翔汰
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
　　青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第５６号
神奈川県横須賀市小矢部４丁目３番17―402号
債務者　小松原あづさ
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
　　横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１４８号
神奈川県横須賀市東逸見町３丁目２番地
債務者　伊藤美枝子（旧姓小野）
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
　　横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１０６号
島根県松江市古志原六丁目５番18号
債務者　清水　麻衣
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
　　松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１０９号
島根県松江市竹矢町1066番地１
債務者　加藤　弘樹
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
　　松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１１９号
島根県松江市東出雲町意宇東三丁目４番地22
債務者　三輪　千恵
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
　　松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５２号
山口県周南市西桝町４番１―104号
債務者　原田　直志
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
　　山口地方裁判所周南支部

令和７年（フ）第８３４号
熊本市東区長嶺南４丁目10番５―202号　レインボーハイツ202号
債務者　尾崎美由紀
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
　　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係